

令和 2 年 6 月 5 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03464

研究課題名(和文) 遺言代替アレンジメントを介した遺産承継における財産の帰属についての民事法的規律

研究課題名(英文) How to regulate will substitutes

研究代表者

岩藤 美智子 (IWADO, Michiko)

岡山大学・法務研究科・教授

研究者番号：70324564

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：遺贈と遺言信託とを対象として、主として詐害信託取消しの規律について、研究を行った。遺贈については、遺言時と遺言の効力発生時との間にタイムラグがあることを考慮して解釈的な対応をする必要があるといえる。受益者や転得者の善意・悪意は、当該遺贈を内容とする遺言の効力発生によって債権者を害することについての善意・悪意と解すべきである。また、受益者の善意・悪意は、遺言の効力発生後、自らが受遺者であることを知った時を基準時として判断されるべきものと解することができる。信託法に特別が置かれていない要件については、遺贈と遺言信託とについて、等しく問題となり、同様の解釈的対応を要するものと考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

Aが、自己の財産を無償で処分することによって、Aの死亡後にBに財産を承継させる方法としては、遺贈、遺言信託、遺言代用信託が考えられる。Aがこれらの行為をして死亡し、Bが財産を承継する場合に、Aの債権者Cが害されることがあり得るものの、BとCとの法律関係は、十分に明らかにされていない。とりわけ、遺贈や遺言信託など遺言による財産の処分については、そもそも詐害行為取消しの対象となるかどうかについて、安定した理解は示されていない。本研究は、Aが行った債権者詐害的な無償の処分行為に基づいて、Aの死亡後にBが財産を承継する場合において、Aの債権者Cを保護する規律の内容を明らかにするものである。

研究成果の概要(英文)：As is the case for the rescission of testamentary disposition, it is sufficient for the obligee to have a claim which is based on a cause that had occurred before the death of the testator. The obligor does not have sufficient assets to cover the debt at the time of he death, and her heir also does not have assets to pay full obligations. It is sufficient for the obligee to have a knowledge just before her death of the fact that the obligee is to be prejudiced when the testamentary disposition takes effect. The donee must know the fact that it would harm obligee when the testamentary gift takes effect at the time when the donee become aware to be a donee after the death of the obligor, and the successor must know that fact at the time of succession.

研究分野：民法

キーワード：遺言代用

1. 研究開始当初の背景

研究の学術的背景

近年、わが国においても、遺言代替アレンジメント（遺言代用信託、生命保険、死因贈与など）の利用は、急激に増加しているという状況にある（例えば、一般社団法人信託協会によると、信託銀行等による遺言代用信託の新規受託件数は、平成 23 年度が 64 件、平成 24 年度が 18,742 件、平成 25 年度が 45,559 件、平成 26 年度が 41,048 件である）。

遺言代替アレンジメントは、行為者が生前の行為（例えば、遺言代用信託の設定）によって、自己の死亡時以後における財産的利益の帰属（例えば、受益者による受益権の取得）について定めるといふ点で遺言と共通する機能を有する。しかしながら、(ア)遺言代替アレンジメントについては、どこまで遺言と同様の規律が妥当するのかが問題となり、これについて安定した理解は示されておらず、また、(イ)遺言代替アレンジメントが、遺言とは異なる構造を有していることに起因して生じる問題の多くは、未解決である。

すなわち、まず、(ア)について敷衍すると、例えば、死因贈与（契約）が、遺言と同様に撤回自由（民法 1022 条）であるか否かについて、最高裁の判断は分かれている（最判昭和 47 年 5 月 25 日民集 26 巻 4 号 805 頁は、自由な方式による撤回を認めるのに対して、最判昭和 57 年 4 月 30 日民集 36 巻 4 号 763 頁・最判昭和 58 年 1 月 24 日民集 37 巻 1 号 21 頁は、これを認めない）。また、遺留分減殺の順序について、死因贈与は、民法 1033 条の定める「贈与」と「遺贈」のいずれとして取り扱われるべきであるかという問題があり、下級審裁判例の判断も学説の見解も分かれている。遺言代用信託についても同様の問題があり、生命保険については、そもそも遺留分の対象となるか否かについて議論がある（最判平成 14 年 11 月 5 日民集 56 巻 8 号 2069 頁は、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者による死亡保険金の受取人変更行為について、これを否定する）。

次に、(イ)について敷衍すると、遺言（遺贈）においては、行為者（遺言者）からの目的財産の逸出と受遺者による取得とは同時（遺言者の死亡時 [民法 985 条 1 項]）であるのに対して、遺言代替アレンジメントにおいては、両者が異時となり得る上に、行為者から逸出する財産と受益者が取得する財産とが同一性を有しないことがあり得る。例えば、遺言代用信託においては、信託設定時に委託者からの目的財産が逸出し、委託者死亡後に受益者は、受益権を取得する（ないし、受益権にかかる給付を受ける [信託法 90 条]）。生命保険の構造も同様であるし、死因贈与も、実質的にみるならば、同様の構造を有する場合がある（撤回不可能な死因贈与契約によって、贈与者から目的財産が実質的には逸出するが、受贈者による取得は、贈与者死亡後であり、対象は、その間に滅失等していない物に限定される）。そこで、行為者からの逸出（例えば、受託者への信託財産の移転）と受益者による取得（例えば、受益者による受益権の取得）のいずれに着目して、例えば、遺留分減殺の対象とすべきかが問題となるが、安定した理解は示されていない。また、狭義の「遺産」とは異なって、遺言代替アレンジメントの目的財産が、行為者に対する債権者の債権の引き当てとならないという規律は、比較法的にみると自明ではない。

(ア)(イ)のような問題点は、遺言代替アレンジメントを介して広義の「遺産」承継が行われる場合に共通のものということができ、そうであれば、個々の制度についての研究（後掲・研究業績）は、遺言代用信託についての遺留分に関する規律のあり方を検討するもので、本研究の基礎の一つである）では十分ではなく、制度横断的な研究が必要かつ有益である。本研究は、これを目的とする。

2. 研究の目的

本研究は、行為者が生前の行為によって、自己の死亡時以後における財産的利益の帰属について定めるといふ点で遺言と共通する機能を有する「遺言代替アレンジメント」（遺言代用信託、生命保険、死因贈与など）を介して広義の「遺産」承継が行われる場合における目的財産の帰属に関する、関係当事者（行為者、その推定相続人、行為者の債権者、行為によって利益を受ける相手方 [受益者]）間の利益の適切な衡量のあり方と、それをふまえた民事法上の規律のあり方を明らかにすることを目的とするものである。

3. 研究の方法

遺言代替アレンジメントを介して遺産承継が行われる場面における、関係当事者間の利益の対立状況を探り、それを調整ないし解決するためのアメリカ法・ドイツ法上の制度ないし議論の状況を調査・検討した。公刊されている判例・学説等の状況は、文献ないしオンラインデータベースを利用することによって調査し、公刊されていない情報ないし制度の具体的な運用状況は、海外の研究者ないし実務家に対する聞き取り調査によって明らかにした。その上で、わ

が国の状況と照らしあわせ、わが国において、望ましいルールのあるあり方を探るとともに、可能かつ妥当な法的構成を考察した。

4. 研究成果

Aが、自己所有の財産を無償で処分することによって、Aの死亡後にBに財産を承継させる方法としては、遺贈による他に、遺言信託や遺言代用信託によることが考えられる。Aがこれらの行為をして死亡し、Bが財産を承継する場合に、Aの債権者Cが害されることがあり得るものの、BとCとの法律関係は、十分に明らかにされているとはいえない。とりわけ、遺贈や遺言信託など遺言による財産の処分については、そもそも詐害行為取消の対象となるかどうかについて、安定した理解は示されていないという状況にある。本研究によって、Aが行った債権者詐害的な無償の処分行為に基づいて、Aの死亡後にBが財産を承継する場合において、Aの債権者Cを保護する規律内容が明らかとなった。

具体的な規律内容は、以下のとおりである。

(1) 詐害行為取消しの要件と詐害信託取消しについての特則

一般に、詐害行為取消しが認められるための要件は、被保全債権の存在、債権保全の必要性、詐害行為であり、詐害行為受益者が善意であることは、消極的要件として位置づけられる。また、転得者に対する詐害行為取消請求が認められるためには、さらに、転得者の悪意が要件となる。そして、信託法は、詐害信託の取消請求として、二つのタイプのものを定めている。一つは、受託者を被告とする詐害信託取消請求であり、もう一つは、受託者から信託財産に属する財産の給付を受けた受益者を被告とする詐害信託取消請求である。いずれについても、詐害行為取消しの一般的な要件のうち に関して、信託法に特則が置かれている。すなわち、委託者の債権者は、受託者が債権者を害することを知っていたか否かにかかわらず、受益者が、受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にとっては、受益権を譲り受けた時）において、債権者を害することを知っていたときに限り、民法424条3項に規定する詐害行為取消請求をすることができるというものである。なお、受益者としての指定を受けたことを知った時とは、受益権取得後に知った時を意味し、受益権取得前から知っていた場合には、受益権取得時（遺言信託においては、委託者死亡時）が基準時となるものと解される。

(2) 要件 についての考察

このような詐害信託取消しの規律は、詐害行為取消しの要件 について、委託者による信託の設定に受益者の意思が関与しないこと、及び、委託者による信託の設定時と受益者による受益権取得時との間にタイムラグがあることに対応した規律内容であることから、これらの要件については、遺言信託についてさらなる解釈的対応を要しないものと考えられる。これに対して、遺贈については、遺言が単独行為であること、及び、遺言時と遺言の効力発生時との間にタイムラグがあることを考慮して解釈的な対応をする必要があるということが出来る。すなわち、詐害行為受益者や転得者の善意・悪意は、当該遺贈を内容とする遺言の効力発生によって債権者を害することについての善意・悪意と解するべきである。また、詐害行為受益者の善意・悪意は、詐害行為時ではなく、遺言の効力発生後、自らが受遺者であることを知った時を基準時として判断されるべきものと解することができる。また、信託法に特則が置かれていない要件 については、遺贈と遺言信託とについて、等しく問題となり、同様の解釈的対応を要するものと考えられる。以下では、要件 について、遺贈と遺言信託とに共通するものとして、考察を加えることとする。

(3) 要件 についての考察

(ア) 被保全債権の存在（要件）

債権者は、被保全債権が債務者による詐害行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。詐害行為前の原因に基づいて生じた債権の債権者は、原因行為の時点における債務者の責任財産を債権の引当てとして期待していたのであるから、たとえ詐害行為後に当該取引から債権が発生した場合であっても、当該債権者は、詐害行為を取り消すことによって責任財産を回復することについて保護に値する利益を有していると考えられるからである。

遺言の目的財産が遺言者の責任財産から逸出するのは、遺言時ではなく、遺言者の死亡時である。また、遺言者は、いつでも遺言を撤回することができる。これらを考慮に入れると、遺言者の死亡時までの原因に基づいて生じた債権の債権者は、遺言の目的財産を含む遺言者の責任財産を引当てとして取引等の原因行為をしており、原因行為の時点における責任財産を債権の引当てとして期待していたものということが出来る。そうすると、遺贈や遺言信託を対象とする詐害行為取消しについては、被保全債権は、遺言者の死亡時までの原因に基づいて生じたものであれば足りると解することができる。

(イ) 債権保全の必要性（要件）

債権者による詐害行為取消請求が認められるためには、債権者が自己の債権を保全するために債務者の行為（詐害行為）を取り消す必要がある場合、すなわち、原則として、債務者が無資力である場合でなければならない。そして、債務者が、当該行為によって無資力となったか、あるいは、無資力状態で当該行為をし、債権者が詐害行為取消請求をする時点（事実審口頭弁論終結時）にも無資力であれば、債権保全の必要性があるものといえることができる。債務者が無資力状態で遺言をしても、債権者は、なお目的財産を差し押さえることができるのに対して、遺言の効力発生時に相続人が無資力であれば、相続債権者が、債務者による遺贈や遺言信託を取り消さなければ、相続債権の満足を受けられないことがあり得る。もっとも、相続財産の状態は良好であり、相続人が固有財産について債務超過であるといった場合には、相続により財産を承継してもなお相続人が無資力であるとしても、遺言（の効力発生）の結果として無資力になったということとはできないし、無資力状態で遺言（の効力が発生）をしたということもできない。従って、遺贈や遺言信託を対象とする詐害行為取消しについては、遺言者の死亡時に相続財産が無資力であり、かつ、相続の結果として相続人の固有財産との混合が生じてもなお、その無資力状態が治癒されない場合に、債権者による債権保全の必要性があると考えられることができる。

（ウ）詐害行為（要件）

債権者による詐害行為取消請求が認められるためには、債務者が、債権者を害することを知って財産権を目的とする行為をしたのでなければならない。債権者を害する行為が、詐害行為にあたりと評価されるためには、債務者に詐害の意思がなければならず、客観的要件である行為の詐害性と主観的要件である債務者の詐害の意思とは相関的に判断されるべきものと解されている。

一般に、債務者の無償行為は、典型的な財産減少行為であり、詐害性の高い行為であることから、債務者の主観的要件としては、債権者を害することの認識で足りると考えられている。遺言は行為時には効力が発生せず、遺言者の死亡時に効力が発生する無償行為であり、死亡時まで撤回自由であるにもかかわらず遺言を撤回しなかったことは、いわばその時点（すなわち死亡の直前）に債務者が無償行為をしたのと同視することができるものと考えられる。そうすると、その時点で遺言の効力発生によって債権者を害することの認識を債務者が有しておれば、当該遺贈や遺言信託は、詐害行為にあたりと解することができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 岩藤美智子 | 4. 巻 3=4 |
| 2. 論文標題 遺言による処分を対象とする詐害行為取消しについて | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 岡大法学 | 6. 最初と最後の頁 69頁～92頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 岩藤美智子 | 4. 巻 451 |
| 2. 論文標題 家庭裁判所が第一種財産分離を命ずることができる場合 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 法学教室 | 6. 最初と最後の頁 138頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

| |
|---------------------------------------|
| 1. 発表者名 岩藤美智子 |
| 2. 発表標題 財産承継を目的とする信託における委託者の債権者の地位 |
| 3. 学会等名 信託法学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 道垣内弘人 = 松原正明 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 勁草書房 | 5. 総ページ数 229 |
| 3. 書名 家事法の理論・実務・判例 3 | |

〔産業財産権〕

[その他]

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|